

東松山市シティプロモーション・ふるさと納税一括代行業務
候補者選定委員会設置要領

(設置)

第1条 東松山市シティプロモーション・ふるさと納税一括代行業務の契約に関し、契約の相手方の候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため東松山市ふるさと納税一括代行業務候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び候補者の選定に関すること
- (2) その他プロポーザル方式の実施に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、政策財政部長及び政策財政部長が指名する職員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員は、その任務を終了したときをもって、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、政策財政部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年9月11日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、東松山市シティプロモーション・ふるさと納税一括代行業務の契約締結の日限り、その効力を失う。